

届出対象行為

景観計画に基づく届出対象行為は、法第16条第1項の規定に基づき、次のとおりとします。

行為	事項	基準
建築物	新築、増築、改築、移転	高さが13メートル又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの（増改築については行為後の規模）
	修繕、模様替え、色彩の変更	変更面積が外観の過半となる高さが13メートル又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの
工作物	新築、増築、改築、移転	下表の工作物の区分にしたがい、次のとおりとします。 a：高さ5メートル及び長さ10メートルを超える法面・擁壁 b：高さ13m又は築造面積1,000平方メートルを超えるもの c：高さ20mを超えるもの
	修繕、模様替え、色彩の変更	下表の工作物の区分にしたがい、次のとおりの規模で、かつ変更面積が外観の過半となるものとします。 a：高さ5メートル及び長さ10メートルを超える法面・擁壁 b：高さ13m又は築造面積1,000平方メートルを超えるもの c：高さ20mを超えるもの
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積若しくは貯蔵の高さが5メートルをこえるもの又はその用に供される土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの	
鉱物の掘採又は土石等の採取	地形の外観の変更に係る土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの	
土地の区画形質の変更	都市計画区域内	3,000平方メートルを超えるもの
	都市計画区域外	1ヘクタールを超えるもの

[工作物の区分]

a	・擁壁その他これらに類するもの
b	・電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの ・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナその他これらに類するもの ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設 ・汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設その他これらに類するもの
c	・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線(これらの支持物を含む。)、その他これらに類するもの ・屋外に設置されたクレーン等の生産設備その他これらに類するもの